

重点実施事項

海難事故防止

- 1) 5 S A F の徹底
- 2) 操船の基本を指導徹底
- 3) 過労による海難事故の防止
- 4) 発航前点検の強化と飲酒チェック・体調チェックの徹底
- 5) 安全確認、入港前の後進テストの適切な実施
- 6) 計画的な定期点検の実施による不具合箇所の早期発見・安全確保
- 7) 計画的な操練・訓練の実施と記録保存
- 8) 毎月1回以上船内安全会議を開催し、ヒヤリ・ハット事例の検証などによる安全意識の高揚
- 9) 気象悪化に伴う運航可否の適切な判断・走錨事故防止対策の徹底
- 10) その他 海難事故撲滅のための事項

労働災害防止

- 1) 5 S A F の徹底
- 2) 作業マニュアルの整理及び徹底、現場での教育指導
- 3) 毎年2回以上船の安全点検チェックリスト（28項目）による改善活動
- 4) ヒヤリ・ハット情報による自社の「傾向と対策」に基づく注意喚起
- 5) 機器類の日常・月次・法令点検実施による不良箇所の早期発見と修理
- 6) 作業機器類操作マニュアルの再確認
- 7) その他 労働災害撲滅のための事項

船内車両事故防止

- 1) 安全作業マニュアルの現場指導教育
- 2) 毎月1回以上船内安全会議を開催し、ヒヤリ・ハット情報による自社の「傾向と対策」に基づき車両甲板における注意点を共有
- 3) 歯止めの適切な使用方法の徹底
- 4) 二輪車に対し緩衝材等の使用とロープによる確実な固定の徹底
- 5) その他 船内車両事故防止のための事項